

倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この要領は、倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務を委託するにあたり、その委託について公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するための手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務

(2) 業務の内容

別紙「倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書に記載した業務の内容は、市として業務の目的に対して必要と思われる事項を示したものであり、記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

したがって、実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

※主にはシステム構築期間とする。

※令和7年3月初旬からの仮運用開始を想定している。

(4) 提案上限額

18,656,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この額はシステム導入に係る経費のみを対象とし、保守管理費用は含めない。ただし、要領8の企画提案書の内容及び9の審査基準にはシステムの保守管理経費についてのものを含み、この額によるシステム導入に係る契約とは別に、後年度にシステムの保守管理について契約を締結することを想定している。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 本プロポーザルに係る担当課

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 0858-22-8158 FAX 0858-22-8136

電子メール tourism*city.kurayoshi.lg.jp（*を@と読み替えること）

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次の全ての要件を満たしていること。

なお、企画提案書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者として取り扱わないものとする。

- (1) 倉吉市令和5～7年度 物品・役務等競争入札参加資格者名簿（営業種目別表のうち【役務・委託】26「情報処理サービス」）に登録されている者であること。なお、参加申込書等の提出時点において登録事業者以外の者で、(2)～(13)の各要件を満たすものは、企画提案書の提出前にその登録を行うことで、参加者となることができる。
- (2) 過去3年以内に、駐車場満空情報確認システム導入業務を受託し完了した実績があること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 鳥取県内に本社又は事業所を有していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年条例第6号）に規定する暴力団等でないこと。
- (11) 情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応を行うため、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (12) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (13) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 選定スケジュール

本プロポーザルの選定に係るスケジュールは、下表のとおりとする。

実施内容	実施時期
公告	令和6年7月12日（金）
質問書の受付締切	令和6年7月19日（金）正午
質問書に対する最終回答	令和6年7月24日（水）
参加申込書等の受付締切	令和6年7月26日（金）午後5時
企画提案書の受付締切	令和6年8月2日（金）午後5時
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和6年8月9日（金）（予定）
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和6年8月19日（月）（予定）
選考結果の通知（最優秀案の決定）	令和6年8月21日（水）（予定）
委託契約の締結	令和6年8月下旬（予定）

6 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和6年7月12日（金）～ 7月19日（金）正午（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。なお、本プロポーザルに関する事項のうち、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

電子メールの件名は「(事業者名) 倉吉市観光交流課宛プロポーザル質問」とし、電子メール送信後、電話により送達確認の連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和6年7月24日（水）までに、随時、倉吉市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

3に同じ。

7 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書等提出書類

本プロポーザルへの参加申込を行う者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、規定様式は、倉吉市ホームページから取得すること。

提出書類	様式	備考
参加申込書兼誓約書	様式2	
会社概要書	様式3	会社パンフレット等を併せて提出すること。
業務実績報告書	様式4	直近5年度内の同種業務完了実績を記載すること。
業務実施体制表	様式5	役割を明記すること。任意様式を作成し、「別紙のとおり」としてもよい。

(2) 提出期限

令和6年7月26日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。

(4) 提出先

3に同じ

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、辞退届（様式8）を提出すること。なお、8(2)に掲げる期限までに企画提案書が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等提出書類

本実施要綱及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、規定様式は、倉吉市ホームページから取得すること。

提出書類	様式	提出部数	備考
------	----	------	----

企画提案書等提出書	様式6	正本1部、副本7部とし、副本について、提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。	—
企画提案書	任意		A4縦16ページ以内（表紙及び目次は除き、両面印刷で8枚）とし、文字のフォントは10.5ポイント以上とすること。
業務工程表	任意		
見積書	様式7		内容がわかる内訳を添付すること。

※企画提案書は具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのもので、事業者の業務遂行能力、企画提案内容等を審査するために用いるが、その提案内容がそのまま契約内容となるとは限らない。

(2) 提出期限

令和6年8月2日（金） 午後5時まで（必着）

※提出期限後の資料の再提出、差替及び修正は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。

(4) 提出先

3に同じ

9 審査等

市の職員で構成するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案内容について、次により第1次審査及び第2次審査を行い、第1次審査と第2次審査の得点の合計が第1位の者を優先交渉権者に選定する。また、併せて第2位の者を次点者に選定する。なお、第1位又は第2位の者の得点が2者以上で同点だった場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点者を選定する。

(1) 審査基準

(4)「審査基準」の評価項目及び配点等のとおりとする。

(2) 第1次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された書類（企画提案書等）を審査し、そのうちで得点が高い順に上位3社を2次審査の対象者に選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかに全ての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。ただし、参加申込者が3社を超えない場合は、実施しない。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時

令和6年8月19日（月）予定

※実施日及び実施場所等の詳細は、別途電子メールにより通知する。

※審査は、非公開とする。

※第2次審査は、プロポーザル参加者1社のみでも実施する。

イ 実施方法

(ア) 一社につき準備5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分、合計35分を目安

とする。発表順は、企画提案書の提出順に提案者に意向を確認し、決定する。

(イ) プレゼンテーションは、提出された書類（企画提案書等）について説明することとし、本審査時の追加資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書等の内容を説明する資料の使用（企画提案書をパワーポイントにまとめる等）は認めることとする。

(ウ) 出席者は、1事業者当たり3名以内とする。

(エ) パソコンを使用する場合は、出席者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等の機器は本市が用意する。

ウ 選定結果の通知

選定結果（選定・非選定の別及び順位）は、郵送及び電子メールによりプレゼンテーション参加者へ通知する。

(4) 審査基準

1 一次審査による審査項目		
(1)	企画提案書	100点
(2)	提案価格	50点
2 二次審査による審査項目（プレゼンテーション）		
(1)	プレゼンテーション	110点
(2)	提案価格	50点

※審査基準表は別紙1のとおり

※ただし、一次審査を実施した場合は、プレゼンテーション審査の「2 提案価格」の項目は含まない。

10 契約等に関する事項

審査の結果、優先交渉権者として特定した者を受託候補者とし、協議を行うこととする。契約候補者との契約については、細部について本市と協議し、予算の範囲内で業務内容及び契約金額を決定した上で行うものとする。なお、受託候補者との協議が整わず契約締結が不可能となったときは、次点者と協議を行う。

11 留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 企画提案書は、1事業者につき1提案とする

(4) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 提出された書類は、一切返却しない。

(6) 審査の方法及び審査内容、及び審査結果に対する問合せや異議は認めない。

(7) 参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

ア 実施要領等に示した参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
 - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - オ その他著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 審査結果（参加者名、順位、点数）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (9) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成 13 年倉吉市条例第 24 号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (10) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (11) 倉吉市財務規則（平成 12 年倉吉市規則第 30 号）第 84 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別紙1_審査基準表)

1 一次審査による審査項目(100点)		内容	配点
(1) 業務実績	類似業務実績	事業者として過去に類似業務を受託し完了した実績はあるか。	5点
(2) 業務執行能力	ノウハウ	導入実績に基づく専門的知識や実務経験を有しているか。	20点
	提供体制	本業務の実施体制が明確に示されているか。	
	業務スケジュール	作業工程における事業者と本市との役割分担が明確か。実効性のあるスケジュールか。	
(3) 企画提案	事業理解	本業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性のある提案がなされているか。	55点
	各機能条件	仕様書に記載している「7 各機能条件」が具体的に示されているか。	
		管理者閲覧画面は見やすく、管理者側(市職員)で目的の操作や各種設定が容易か。	
		混雑状況などをWeb上から閲覧できる機能を有しているか。	
	運用支援	円滑な運用を実現するための支援・サポートは万全か。	
システムの拡張性	システム導入拠点の追加を見据えて、容易に拡張できる構成となっているか。	10点	
	セキュリティ対策		セキュリティ対策は適切であるか。
(4) 運用・保守	障害発生時の対応	障害発生時の対応方法は適切か。	10点
	保守内容	導入後の保守・運用サポートの内容は適切か。	
(5) 独自提案	独自提案の優位性	要求仕様以外で、本市にとって有益な提案事項はあるか。	10点
(6) 提案価格	導入に係る経費、保守管理に係る経費	評価点=配点×(全提案者の最低見積金額/提案者の見積金額)	50点
合計			150点
2 二次審査による審査項目(110点) ※項目・内容・配点について(1)~(6)は同上			配点
(7) 質疑応答		質問に対して適正かつ的確に対応しているか。	10点
合計			160点